

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月25日

【発行者名】 アクティビア・プロパティーズ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 坂根 春樹

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号

【事務連絡者氏名】 東急不動産アクティビア投信株式会社
ファンドマネジメント部長 木本 宏史

【電話番号】 03-6415-3120

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】
アクティビア・プロパティーズ投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】

形態：投資証券

発行価額の総額：一般募集 20,133,529,060円

売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 2,076,300,000円

(注1) 発行価額の総額は、平成25年11月14日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、平成25年11月14日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

安定操作に関する事項

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月22日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である東急不動産株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(15) その他

② 申込みの方法等

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(15)【その他】

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(カ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である東急不動産株式会社（以下「指定先」といいます。）に対し、国内一般募集における本投資口のうち、4,580口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

(カ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社の株主である東急不動産株式会社（以下「指定先」といいます。）に対し、国内一般募集における本投資口のうち、4,580口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 / 4 販売先の指定について」をご参照ください。

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

3 ロックアップについて

① 本募集に関連して、指定先~~に~~、グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

3 ロックアップについて

① 本募集に関連して、指定先~~は~~、グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(中略)

4 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	東急不動産株式会社	
	本店の所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第81期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 平成25年6月26日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 第82期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日） 平成25年8月9日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 第82期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日） 平成25年11月13日 関東財務局長に提出			
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（平成25年11月25日現在）	二
		指定先が保有している本投資口の数（平成25年11月25日現在）	21,500口
	人事関係	本投資法人の執行役員は、指定先の従業員であり、指定先から本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している東急不動産アクティブア投信株式会社に出向しており、本投資法人の執行役員を兼職しています。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人が保有する信託受益権について、信託受託者との間で不動産賃貸借契約兼プロパティマネジメント委託契約を締結しています。また、指定先は、本投資法人との間で、取得予定資産である鎌田興産ビル、五反田フロント及びジェイコア大森に係る停止条件付信託受益権譲渡契約を締結しています。	
c. 指定先の選定理由	本投資法人と指定先との関係に鑑み、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	4,580口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人及び本資産運用会社は、指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り保有を継続する意向であることを確認しています。		

f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記4,580口の払込みに要する資金を有していると判断しています。
g. 指定先の実態	本投資法人は指定先より、反社会的勢力とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しております。

② 投資口の譲渡制限

指定先は、本募集に関連して、ロックアップに関する合意をしていますが、その内容につきましては、前記「3 ロックアップについて/①」をご参照ください。

③ 発行条件に関する事項

国内一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は国内一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 本募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数(口)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	本募集後の所有投資口数(口)	本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	39,239	19.11	39,239	15.62
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番2号	21,500	10.47	26,080	10.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,477	7.54	15,477	6.16
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワー乙棟	14,725	7.17	14,725	5.86
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	11,093	5.40	11,093	4.41
ノムラバンク ルクセンブルグ エスエー(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BATIMENT A, 33, RUE DE GASPERICH, L-5826, LUXEMBOURG (東京都千代田区大手町一丁目2番3号)	6,813	3.31	6,813	2.71
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,703	1.80	3,703	1.47

氏名又は名称	住所	所有投資口数(口)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	本募集後の所有投資口数(口)	本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
ザ バンク オブ ニュー ヨーク トリーティ ジャスデック アカウ ント (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二 丁目7番1号)	3,065	1.49	3,065	1.22
ステート ストリート バ ンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社 みずほ銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目 16番13号)	2,487	1.21	2,487	0.99
エバーグリーン (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二 丁目7番1号)	2,365	1.15	2,365	0.94
合計		120,467	58.68	125,047	49.80

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年5月31日現在の数値を記載していま
す。

(注2) 本募集後の所有投資口数及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年5月31日現
在の所有投資口数及び総議決権数に本募集による増加分を加味し、かつ本件第三者割当に対する野村證券
株式会社による申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数
点第2位未満を切捨ててにより表示しています。

⑤ 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。